



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

### ○ 規則

\*85 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営改革室)

\*86 和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則 (資源管理課)

### ○ 告示

1424 電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)

1425 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)

1426 生活保護法による介護機関の指定 ( " )

1427 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)

1428 " ( " )

1429 保安林の指定施設要件変更予定 ( " )

1430 建設業の許可の取消し (技術調査課)

1431 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 選挙管理委員会告示

\*143 平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号 (個人演説会等の公営施設の指定) の一部改正

### ○ 公告

入札公告 (情報システム課)

## 規 則

### 和歌山県規則第85号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則 (昭和63年和歌山県規則第20号) の一部を次のように改正する。

第4条の3第1号を次のように改める。

(1) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) に関する次のこと。

ア 第7条の指定施設支援に伴い生じる利用者負担 (特定費用を除く。)

イ 第24条の3第2項の規定による支給の要否の決定

ウ 第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付

エ 第24条の4第1項の規定による支給決定の取消し

オ 第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還

カ 第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給

キ 第24条の19第1項の規定による情報の提供、相談及び助言

ク 第24条の19第2項の規定によるあっせん、調整及び要請

ケ 第29条の規定による立入調査及び質問

コ 第57条の3第1項の規定による報告、提出及び提示の命令並びに質問

サ 第57条の4の規定により閲覧、提供及び報告を求めること

第4条の4第1号を次のように改める。

(1) 児童福祉法に関する次のこと。

ア 第24条の2第1項の規定による障害児施設給付費の支給

イ 第24条の3第2項の規定による支給の要否の決定

ウ 第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付

エ 第24条の4第1項の規定による支給決定の取消し

オ 第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還

カ 第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給

キ 第24条の19第1項の規定による情報の提供、相談及び助言

ク 第24条の19第2項の規定によるあっせん、調整及び要請

ケ 第29条の規定による立入調査及び質問

コ 第57条の3第1項の規定による報告、提出及び提示の命令並びに質問

サ 第57条の4の規定により閲覧、提供及び報告を求めること

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 和歌山県規則第86号

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

和歌山県漁業調整規則の一部を改正する規則

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第40条の表動力漁船を使用する巾着網漁業(総トン数15トン以上の船舶を使用するもの。)の項中「日置川町」を「白浜町」に、「西牟婁郡串本町」を「東牟婁郡串本町」に、「鷹の単の鼻」を「タカノ巢の鼻」に改め、同表動力漁船を使用する揚繰網漁業の項中「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に改め、同表小型機船底びき網漁業の項中「津名郡志筑町五石山」を「淡路市志筑碁石山」に、「泉南郡尾崎町」を「阪南市尾崎町」に、「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に、「海草郡下津町」を「海南市下津町」に、「同郡下津町」を「同市下津町」に、「日置川町」を「白浜町」に、「西牟婁郡串本町」を「東牟婁郡串本町」に、「西牟婁郡太地町」を「東牟婁郡太地町」に改め、同表機船びき網漁業及び瀬戸内海機船船びき網漁業(漁業法第66条第2項に規定するものをいう。)の項中「三原郡南淡町」を「南あわじ市」に改める。

第44条表中「同郡日置川町」を「同町」に改める。

別表中「海草郡下津町」を「海南市下津町」に改める。

別記第1号様式から第4号様式まで及び第7号様式から別記第10号様式までの様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1424号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 入札に付する事業

電子計算組織運用管理業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 7の(4)に掲げる名簿に登録されたときの競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

エ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

オ 誓約書

(2) (1)のア、ウ及びオに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年12月8日(金)から平成18年12月15日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年12月19日(火)午後4時までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 土地改良会館

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(2) 日時

平成18年12月12日(火)午後1時30分から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年12月12日(火)から平成18年12月19日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

和歌山市雑賀屋町1番地 土地改良会館

郵便番号 640-8249

電話番号 073-441-2404

(FAX 073-428-1136)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加できる者は、平成18年12月19日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号)に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の登録区分「システム運用管理」に登録されている者であること。

(5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

- (6) 2の(1)のエに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者であること。
- 8 資格審査の結果通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年12月26日(火)までに通知する。
- 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明  
(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。  
(2) (1)の説明は、平成19年1月5日(金)までに書面により求めるものとする。  
(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。  
(4) 説明に対する回答については、平成19年1月12日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。  
(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1425号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
那医 114-4	原眼科クリニック	岩出市高瀬82-1 アポロビル別館2階	平成 18.11.30

和歌山県告示第1426号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社はるか	紀の川市名手市場1549-1	ケアステーションはるか	岩出市吉田309-4 住吉マンション406号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 18.9.7
有限会社ラポール	和歌山市六十谷208-26	デイサービスセンターチャー夢	岩出市宮57-1	通所介護・介護予防通所介護	平成 18.10.1
医療法人富田会	岩出市紀泉台2	あじさい苑	岩出市西安上265	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 18.11.1
有限会社らふ	岩出市山崎52-30	ヘルパーステーションらふ	岩出市山崎52-30	介護予防訪問介護	平成 18.6.1
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	デイサービスセンターたかお	紀の川市貴志川町高尾194-1	介護予防通所介護	平成 18.4.1
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸331	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護	平成 18.4.1
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所打田支所	紀の川市西大井338	介護予防訪問介護	平成 18.4.1
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253-2	紀の川市社会福祉協議会粉河支所	紀の川市粉河412	介護予防訪問介護	平成 18.4.1
社会福祉法人博寿会	橋本市高野口町大野1844-133	デイサービスセンターさくら苑	橋本市高野口町大野1844-133	通所介護・介護予防通所介護	平成 18.8.23
社会福祉法人博寿会	橋本市高野口町大野1844-133	居宅介護支援事業所さくら苑	橋本市高野口町大野1844-133	居宅介護支援	平成 18.8.23
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド高野口	橋本市高野口町名倉234	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成 18.9.1

有限会社メディカルサービス有田	有田市宮崎町435-5	シルバーケア有田	有田市宮崎町456-1	介護予防訪問介護	平成18.9.1
医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123-1	小規模多機能ハウスあがら花まる	御坊市藤田町藤井2118-6	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	平成18.10.1
医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123-1	グループホームあがら花まる	御坊市藤田町藤井2118-6	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	平成18.10.1
医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123-1	認知症対応型デイサービスあがら花まる	御坊市藤田町藤井2118-6	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成18.10.1
医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123-1	指定居宅介護支援事業所あがら花まる	御坊市藤田町藤井2118-6	居宅介護支援	平成18.10.1
株式会社大翔	御坊市湯川町富安1875-1	ステーションつくし	御坊市湯川町富安1875-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.11.1
社団法人和歌山県柔道整復師会	和歌山市太田143-4	和柔整・きたおか接骨院	御坊市湯川町財部662-1 とらやビル1階	居宅介護支援	平成18.9.1
有限会社熊彦	田辺市江川3-37	生活自立生きがい支援熊彦	田辺市上の山2-6-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.10.10
社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2	かつらぎ町社会福祉協議会花園介護事業所	伊都郡かつらぎ町花園梁瀬1581 かつらぎ町高齢者生活福祉センター	介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成18.4.1
社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2	かつらぎ町社会福祉協議会	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2338-2	介護予防訪問介護・介護予防通所介護	平成18.4.1
合名会社広域有田	有田郡湯浅町山田996	わかばの郷	有田郡有田川町西丹生区401	介護予防訪問介護	平成18.4.1
有限会社ティ・エム薬局	大阪府堺市蔵前町1226-1 サンロード蔵前1号	有限会社ティ・エム薬局	日高郡日高川町土生160-4の内	居宅療養管理指導	平成18.10.27
社会福祉法人南紀白浜福祉会	西牟婁郡白浜町富田1703	成樹園デイサービスセンター	西牟婁郡白浜町富田1703	通所介護・介護予防通所介護	平成18.9.1
有限会社プロデュース	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	デイサービスセンターワールド	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	通所介護・介護予防通所介護	平成18.11.1
有限会社プロデュース	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	プロデュース	西牟婁郡白浜町堅田2578-443	訪問介護・介護予防訪問介護	平成18.10.1
那智勝浦町	東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1	那智勝浦町地域包括支援センター	東牟婁郡那智勝浦町築地7-1-1	地域包括支援センター	平成18.4.1
社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会	東牟婁郡那智勝浦町天満1418-2	社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会	東牟婁郡那智勝浦町天満1418-2	介護予防訪問介護	平成18.4.1

和歌山県告示第1427号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で

ある旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字上初湯川字神場448の1、467、769、770の1、771から773まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1428号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町静川字櫛戸1654・1655・1656の1・1656の2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1429号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の

規定により、告示する。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市龍神村丹生ノ川字大谷467の2、467の3
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第1430号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき、次の者について建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

- 1 取消し年月日 平成18年11月29日
- 2 取消しを受けた者
- (1) 商号 有限会社幸希産業
- (2) 代表者氏名 國村秀之
- (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市三沢町2-11-2
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-14)第12668号
- 3 処分の内容
- 建設業法第29条第1項第1号に基づく管工事業に係る建設業許可の取消し
- 4 取消しの原因となった事実
- 建設業法第7条第2号に掲げる基準を満たさなくなった。このことが、建設業法第29条第1項第1号に該当する。

## 和歌山県告示第1431号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

指定番号	指定位置	申請者 住所名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2910	岩出市波分字 志賀野220番 の一部	大阪市中央区 久太郎町一丁 目9番5号 有限会社オン リーワン 代表取締役 中登志郎	平成 18.11.28	6.00	72.56

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第143号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第88号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成18年12月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

表中 「海草郡紀美野町長谷宮223番地2」 紀美野町長谷宮集落セ

ンター 及び 「西牟婁郡白浜町1197番地の2」 網不知会館

を削る。

公 告

入札公告

電子計算組織運用管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成18年12月8日

和歌山県知事職務代理者

和歌山県副知事 小佐田 昌 計

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成18年度

(2) 業務名

電子計算組織運用管理業務

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 業務実施場所

和歌山市湊通丁北一丁目 和歌山県分庁舎

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(5) 履行期間

平成19年2月1日(木)から平成21年3月31日(火)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第1424号に規定する電子計算組織運用管理業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 土地改良会館

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

(2) 日時

平成18年12月8日(金)から平成18年12月15日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年12月19日(火)午後4時までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

平成18年12月12日(火)午後1時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成19年1月23日(火)午後1時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨

の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成19年1月23日(火)午前9時30分までに和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に

基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 土地改良会館

郵便番号 640-8249

電話番号 073-441-2404

(FAX 073-428-1136)

- (2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) It is operation and operation accompanying work of host computer.

- (2) Date and time for tender : 1:30 p.m. 23 January 2007.

- (3) Contact point for the notice : Information Systems Division of Wakayama Prefectural Government, 1 Saikayamachi Wakayama City, 640-8249 Japan  
TEL 073-441-2404 (FAX 073-428-1136)